

## 令和5年 第6回

### 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年6月15日(木) 午後2時00分  
 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

#### 出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

#### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 原尻 雄一  
 係 員 松尾 太貴 武生 駿佑  
 農業振興課 甲斐 久満

#### 議事録署名委員の指名

1 番 麻生 祐三子                      2 番 後藤 綾子

#### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について

#### 議 事

- (1) 議案第33号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第35号 現況証明(非農地証明)について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時05分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 1番：麻生祐三子委員、2番：後藤綾子委員をお願いします。
-----	---

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第1回臨時総会から本日の令和5年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた7点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号6番の6案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>はい、5番委員。</p>
5番委員	<p>先程、災害復旧を断念したとありましたが、断念した農地は今後どうなるのですか。</p>
事務局	<p>この案件は、賃貸で貸借契約を交わした後に災害が起きました。所有者が災害復旧をするということを前提にしていた訳でありますけれども、所有者の方が、今後当地は荒れてもいいので復旧はしないということを言われております。今後、農業委員会としてはそのまま荒れていくのを避けたいと考えておりますので、指導をしていきたいと考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

#### (4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第33号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは議案第33号の説明をさせていただきます。1ページの議案第33号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和5年6月16日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第33号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>(11番委員 退室)</p>
議長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第33号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>

議 長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>11 番委員の入室を認めます。</p> <p>(11 番委員 入室)</p>
議 長	<p>休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 29 分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 30 分)</p>
議 長	次に「議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 3 ページ、あわせて概要書の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について朗読)</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件を 12 番：小野末芳委員にお願いいたします。
12 番委員	<p>三重の小野末芳です。6 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、大分市に居住しており管理が難しいことから、譲受人に譲りたい旨を相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さん、及び■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、昨年まで第三者に耕作を依頼していましたが、今年から耕作が出来ないと断られたため、譲受人に相談したところ、売買で話がまとまったため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p>

	<p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、別府市に居住しており管理が難しいことから、これまで譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲渡人から、譲受人に譲りたい旨を相談したところ、譲受人も自宅から近く利便性も良いことから贈与で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>10 番委員</p>	<p>次に、番号4番の1案件を10番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p> <p>清川の衛藤講治です。6月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、農地を相続しましたが本人は農業をしないため、申請地の管理に苦慮していました。譲受人は近隣で営農する農家で、以前より申請地を管理しており、この度、譲渡人からもらってくれないかと相談があり、自身の経営地に近く利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>9 番委員</p>	<p>次に、番号5番及び番号6番の2案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の渡邊丸美です。6月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、遠方に住んでおり本人は農業をしないので、申請地の管理に苦慮していました。譲受人は、近隣で営農する兼業農家で、以前より申請地を管理してきました。この度、譲受人から譲ってくれないかと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号6番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、自身は農業を行っていないため、農地の管理に苦慮していました。譲受人は、近隣で営農する兼業農家で、以前より申請地を管理しており、この度、譲渡人からもらってくれないかと相談があり、経営地の近くで利便性も良いことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>11 番委員</p>	<p>次に、番号7番の1案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p> <p>大野の衛藤英教です。6月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係です。譲渡人は農地を相続しましたが営農しておらず、そのまま耕作放棄していたところ、譲受人が再生させてこれまで耕作をしてきました。譲渡人は今後も耕作する予定がなく、贈与による所有権移転で話がまとまったため</p>

<p>議 長</p> <p>7 番委員</p>	<p>申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号8番及び番号9番の2案件を7番：山崎淳三委員にお願いいたします。</p> <p>千歳の山崎淳三です。6月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人はこれまで農業を営んでいましたが、高齢で維持管理ができず後継者もおらず管理に苦慮していたところ、元々顔なじみで実家が近隣にある譲受人が父の農地と合わせて維持管理をしてきました。今回、売買で名義を移転することで話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号9番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人はファーマーズスクールで椎茸栽培を研修後、実家で椎茸栽培をしてきました。譲渡人は譲受人の母と以前から知り合いで、譲受人とも小さい頃から面識があります。今回、譲渡人が親の介護の関係で市外へ引っ越さざるを得なくなり、農地の管理を考えていたところ、譲受人が家とともに売買で引き継ぐことで話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第34号の番号1番から番号9番までの9案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第34号の番号1番から番号9番までの9案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第34号の番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第35号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の5ページ、概要書の10ページ、図面の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号4番の4案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、</p>

	<p>地区審査会の報告を求めます。  それでは、番号1番の1案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>2番委員 三重の後藤綾子です。6月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条の許可を取得せずに、駐車場及び事務所を整備したものであり、建築後20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番から番号4番までの3案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p>
	<p>11番委員 大野の衛藤英教です。6月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、申請地の隣に住宅を建築して以来、庭として利用するようになり今後も耕作再開の見込みは無いため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号3番の案件については、所有者■■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は申請者が生まれた頃から小屋の敷地として利用されてきており、小屋は撤去したものの狭小で耕作もできないため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号4番の案件についても、所有者■■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>亡母が耕作をしていましたが、狭小で耕作に不向きであったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第32号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

	<p>審査報告は、議案第 35 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 35 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により「議案第 35 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 36 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（資料 3 を朗読）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、決定を求めるということで、ただいま事務局より説明がありました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>これから採決します。「議案第 36 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により「議案第 36 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和 5 年第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>（とき、午後 3 時 18 分）</p>



豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 1 番委員 麻生 祐三子

---

” 2 番委員 後藤 綾子

---

